

令和2年5月27日

お客様各位

高松信用金庫

## 新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」の全面解除 に伴う渉外活動の再開について

平素は当金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高松信用金庫は、政府による新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、渉外担当者の訪問活動を自粛させていただいておりました。お客様にはご迷惑をおかけしました事を心よりお詫びするとともに、ご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

このたび、令和2年5月25日（月）の「緊急事態宣言」の全面解除を受け、お客様の安全に十分配慮したうえで、渉外活動を再開いたします。

今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 渉外活動の再開日

令和2年6月1日（月）

#### 2. 渉外系の体制について

お客様への訪問にあたっては、「新しい生活様式」（接触機会の最小化、距離の確保、マスクの着用等）に十分に留意のうえ、活動を行います。

#### 3. 新型コロナウイルス感染状況の変化により、今後の渉外活動に変更がある場合は、あらためてご案内させていただきます。

ご不明な点は最寄りの店舗または、下記までお問合せください。

お客様相談室

TEL：0120-842-880

ご利用時間：月～金曜日 午前9時から午後5時（休業日は除きます）

以上